

中山間地域にお住まいの皆さんへ！

～農業生産を通じ将来にわたり農業農村を保全するための農地の条件整備が行えます～

基盤整備促進事業（元気な中山間づくり型）

○事業の目的

中山間地域の集落において、話し合いの結果、将来的に残す農地を担い手のニーズに応じた農業基盤の整備に対し支援します。

○事業の概要

【事業主体】 市町 【事業期間】 最長3年間（ソフトは5年間）

【事業内容】

（ハード）農用地の保全（湧水処理）、農業用排水施設、土壌改良、
区画整理（畦畔除去等）、暗渠排水、農作業道等、農地造成 など

（ソフト）根域制限栽培、防霜ファン など
※ソフト事業のみの実施はできません。

【採択要件】

- ・事業費が200万円以上、受益者が2者以上であること。
- ・アもしくはイのいずれかを満たす集落（産地）であること。
 - ア）未来につながさが中山間プロジェクトで認定された集落・産地
 - イ）中山間地域直接支払交付金の集落戦略を策定し、市町に提出している集落

【対象】 地域でゾーニングを実施し、将来にわたり残すと設定した農地

【補助率】 国50（55）%、県15% ※（ ）は5法指定地域等の補助率



中山間地の農地状況



整備後のイメージ①



整備後のイメージ②